

### 固定資産評価審査委員会への審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合には、4月1日から納税通知書を受けた日以降60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会（国分寺公民館1階）☎40-5562

縦覧・閲覧について、その他分からないことがありましたら、税務課資産税グループ（☎40-5554）までお気軽にお問い合わせください。

\*\*\*お知らせ\*\*\*

固定資産税・都市計画税の課税は毎年5月になります。  
都市計画税の税率は、平成20年度から0.25%に統一されます。  
平成20年度の固定資産税関係の証明書は4月1日から発行します。  
ただし、公課証明は納税通知書発送後（5月16日以降）になりますので、ご了承ください。

\*\*\*

## 軽自動車の廃車の手続きは 3月31日 までに！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽自動車（農耕車、原付バイクを含む）を所有しなくなった時は、速やかに廃車の手続きをしてください。4月1日以降に廃車手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税は課税になります。各種軽自動車の税率及び廃車手続き場所は次の一覧表のとおりです。

軽自動車の種類	軽自動車税（円）	廃車手続き場所
原付一種（50cc以下）	1,000	下野市役所市民課 ・国分寺庁舎窓口 ・石橋庁舎窓口 ・南河内庁舎窓口
原付二種（90cc以下）	1,200	
原付三種（125cc以下）	1,600	
テラー	1,600	
トラクター	1,600	
コンバイン	1,600	
フォークリフト等	4,700	
ミニカー	2,500	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050-5540-2019（テレフォン案内）
二輪（側車付のものを含む）	2,400	
二輪の小型自動車	4,000	
三輪	3,100	軽自動車検査協会 栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎028-645-5161
四輪乗用（自家用）	7,200	
四輪貨物（自家用）	4,000	
四輪乗用（営業用）	5,500	
四輪貨物（営業用）	3,000	
ボートトレーラー	2,400	

平成20年度軽自動車納税通知書は5月中旬頃発送いたします。納期限は6月2日（月）となります。

問い合わせ先 税務課 資産税グループ ☎40-5554